

ビジネス関連発明の主な判決事例集

情報技術が進展する中、米国でのビジネス方法に関する特許を巡る判決や訴訟を契機として、日本においてもビジネス関連発明のブームともいえる状況が生じました。

この結果、多様な産業分野においてビジネス関連発明が多数出願されるようになりましたが、これらのビジネス関連発明が特許になる割合は、他の分野に比べて極めて低い状況が続いており、拒絶査定不服審判事件についても、高い割合で拒絶査定が支持されています。

この判決事例集では、ビジネス関連発明の特許性を予測した審査請求、ならびに拒絶理由通知に対する適切な応答の参考として、次の審査基準に対応する審決取消訴訟判決を掲載しました。

- 1．進歩性の判断に関する判決
- 2．記載要件に関する判決

1．進歩性の判断に関する判決

- 1 - 1 コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準において、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の進歩性の判断に関し、「当業者の通常の創作能力の発揮に当たる例」として示された類型に関連するもの

(1) 他の特定分野への適用

ある特定分野に関するソフトウェア関連発明に用いられる手法は、適用分野に関わらず機能又は作用が共通していることが多く、このような手法を別の特定分野に適用することは、当業者の通常の創作能力の発揮に当たる。

《不動産売買支援システムをマンション売買支援システムに適用することは容易であると判示された事例》

平成15年(行ケ)430号

「マンション売買支援システム及びオークションセンタ用機器とデータセンタ用機器並びに記録媒体」(判決の一部抜粋；引用発明が対象とするのは「不動産売買」であって、土地又は土地付き建物の売買に限定されるものではなく、マンション売買も当然にその対象に含まれるものである。そして、マンションが、土地や土地付き建物と並ぶ代表的な不動産売買の対象商品であることは一般常識に属することであるから、引用例1に接した当業者が、引用発明に係る技術をマンション売買に適用することは、正に容易に想到し得ることであるというほかはなく、原告の上記主張を採用する余地はない。)

(2) 周知慣用手手段の付加又は均等手段による置換

システムの構成要素として通常用いられる周知慣用手手段を付加したり、一部を均等な手段に置

き換えることは、当業者の通常の創作能力の発揮に当たる。

《データ処理一般に用いられる手段（変換テーブル）を付加することは容易であると判示された事例》

平成15年（行ケ）300号

「メッセージ管理装置及び方法」

（判決の一部抜粋；これらは、POSシステムに関するものではあるが、変換テーブル自体はデータ処理一般に用いられるものであり、1又は複数のユーザ装置がネットワークを介してホスト装置に接続されたシステムがPOSシステムに限られるものでないことは、明らかである。）

（3）人間が行っている業務のシステム化

〔 特定分野において人間が行っている業務を通常のシステム設計手法などを用いてシステム化し、コンピュータにより実現することは、当業者の通常の創作能力の発揮に当たる。 〕

《5W1Hを決めて仕事を進めるとい人間が行っている業務をシステム化してオンライン看護支援装置の入力として適用することは容易であると判示された事例》

平成15年（行ケ）268号

「オンライン看護支援装置」

（判決の一部抜粋；看護業務において、仕事の進め方として5W1Hを決めておくことは、当業者が当然に考えることであり、また、上記(4)のとおり、5W1Hを決めておくことを看護業務に適用し得ないとする事情も認められない。）

《運送業者が人手で行っていた見積り作業をシステム化することは容易であると判示された事例》

平成17年（行ケ）10335号

「運送費の見積り装置および見積り方法」

（判決の一部抜粋；従来、運送業者が、物品リストを用いて人手で行っていた見積りをシステム化するに際し、「予め設定されたプログラムによって表示される物品リスト中の該当するものにその物品の数を入力する」ように、通信ネットワークを利用して実現することに、何ら困難性はない。）

（4）公知の事実又は慣習に基づく設計上の変更

〔 相違点が、他の公知の引用発明、技術常識、及び一般常識（顕著な事実を含む）等を考慮した上で、本来当業者が適宜取決めるべき性格のものであって、かつ技術的な阻害要因がないときには、当業者の通常の創作能力の発揮に当たる。 〕

《生月または生年（変数）の配列と個性類型の種類とをどのように対応させるかは人為的な取り決めに過ぎないと判示された事例》

平成15年（行ケ）540号

「個性診断情報提供システム、携帯型個性診断情報提供システム及び記憶媒体」

（判決の一部抜粋；「本質」の個性因子について生日を変数として利用するのであれば、他の個性因子である「表面」及び「意思」については生月及び生年を適宜利用することになるのは当然であり、かかる方法を推考することが容易であることも明らかである。そして、各個性因子ごとに、変数（生月または生年）の配列と個性類型の種類とをどのように対応させるかということも、人為的な取り決めに過ぎないのであるから、これは当業者が適宜に選択し得る事項に過ぎない。）

1 - 2 一般的な進歩性の判断基準が適用されたもの

《通信販売システムにおいて、クレジットカードID番号を含む注文情報を別の通信ネットワークを介して送信することは容易であると判示された事例》

平成14年（行ケ）598号

「商品販売システム、その情報通信方法およびその端末装置」

（判決の一部抜粋；引用例1記載の発明及び引用例2記載の発明は、ともに商品販売システムという同一技術分野に属しており、その組合せを阻害する要因は見当たらない。そして、ポインティング手段の指定による入力（スイッチの操作による入力）とともに周知の技術手段であり、スイッチを用いるかポインティング手段を用いるかは当業者が適宜行うことのできる設計的事項と認められる。そうすると、引用例2記載の発明を、引用例1記載の発明に適用するに際し、その入力・指示手段をポインティング手段の指定による入力とし、端末装置を、利用者の操作により、広域ネットワークとは別の通信ネットワークと接続し、クレジットカードのID番号を含む注文情報を前記別の通信ネットワークを介して送信するように構成することは、当業者が容易に想到し得たというべきである。）

《現場情報ネットワーク管理方式を集中管理方式から分散管理方式に変更することは容易であると判示された事例》

平成15年（行ケ）240号

「現場管理システム」

（判決の一部抜粋；本件明細書（甲6、8）及び刊行物1（甲2）の記載によれば、本件発明1も引用発明1もいずれもネットワーク管理（ネットワーク化されたシステムにおける情報の管理）を行うものであることは明らかであるところ、証拠（乙3）によれば、ネットワーク管理は、ネットワークの利用者が満足する品質のよいサービスを提供するとともに、管理部門の作業効率等を高めることを目的とするのであること、そして、ネットワーク管理の方法に、ネットワーク管理のためのセンタを設置して、1元的に管理する集中管理方式と、管理主体ごとに独立してネットワーク管理を行う分散管理方式の2つが存在することは、本件特許出願の前に周知の事項であったことが認められる。したがって、引用発明1において、複数箇所に現場情報の管理場所を設置して、それぞれ独立した管理を行わせる、いわゆる分散管理方式を採用することは、当業者において適宜なし得たことというべきである。）

《商品の購入実績検索が行える顧客管理システムにおいて、購入実績が設定期間内がない顧客検索を適用することは容易であると判示された事例》

平成17年(行ケ)10084号

「顧客管理システム」

(判決の一部抜粋;引用例3の未稼働顧客検索では、商品を特定した検索までは行えないものの、引用例1発明では、特定の商品の購入実績による検索が行えるのであるから、当業者が、引用例1発明に、引用例3に開示されている「購入実績が設定期間内にはない顧客」の検索を適用し、相違点4に係る「宣伝広告した商品の購入実績が設定期間内にはない顧客を検索する」構成に想到することに困難があると認めることはできない。)

2. 記載要件に関する判決

- ・コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準において、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の記載要件に関し、「発明が明確でない例」、「実施可能要件違反の例」として示された類型に関連するもの

発明が明確でない例

発明を特定するための事項の技術的意味が理解できない結果、発明が不明確となる場合。

実施可能要件違反の例

発明の詳細な説明の記載において、請求項に係る発明に対応する技術的手順又は機能が抽象的に記載してあるだけで、その手順又は機能がハードウェアあるいはソフトウェアでどのように実行又は実現されるのか記載されていない結果、請求項に係る発明が実施できない場合。

(1) 、 に該当する事例

《発明の特徴点が詳細な説明中において何ら説明がされていないため記載要件違反であると判示された事例》

平成15年(行ケ)325号

「インターネットを利用した身体関連商品の購入システム」

(判決の一部抜粋;原告の前掲主張によれば、本願発明の最大の特徴は、サイズが合った上で、専門家であるコーディネーターの意見が蓄積されているコーディネーターデータファイルからデータを取り出して好みの商品をコーディネートして商品を購入する点にあり、この点こそが本願発明の特徴をなす新規な事項であり、引用文献のいずれにも記載されていないというのである。そうであれば、出願人である原告は、その構成を明確にし、発明の詳細な説明において、当業者が実施できるように開示しなければならないことはいうまでもない。)

(2) に該当する事例

《発明の詳細な説明には、本願発明の最も重要な部分の具体的構成が明らかにされていないため記載要件違反であると判示された事例》

平成14年(行ケ)513号

「製造工程管理方法並びに装置」

(判決の一部抜粋;本願発明の目的は、上記のとおり、製造工程の正確なモデルを作成し、これをシミュレーションすることができ、また、正確なスケジュール調整、費用計算及び記録機能を有するデジタルデータ処理システムを提供することにあるから、生産モデルを作成するための信号がどのような構成の信号として入力されて、どのような構成の生産モデルが作成されるのか、明らかでなければ、当業者が容易にその実施をすることができる程度に、本願発明の目的を達成するための構成が発明の詳細な説明

に記載されているということはない。)

(参考) 関連資料URL

(1) 審査基準 (第七部 特定分野の審査基準 第1章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/bijinesu/pdf/tt1212-045_7-1.pdf

(2) ビジネス方法特許の出願と審査に関する関連資料
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/bijinesu/bijinesu_list.htm

以上